玉野市立荘内小学校

令和８年度　ＰＴＡ総会 要項

要項は、tetoru 配信文書または荘内小 HP からご確認ください。

（１）令和７年度の報告と令和８年度の方向性について　Ｐ．２

（２）令和７年度諸会計決算報告　Ｐ．３

（３）令和７年度監査報告　Ｐ．４

（４）令和８年度の役員選出　Ｐ．５

（５）令和８年度会計予算案　Ｐ．６

（６）PTA 会則・細則　Ｐ．７

（７）PTA 慶弔・表彰・旅費規定　Ｐ．１０

本年度、玉野市立荘内小学校 PTA の総会は、紙面総会で行います。
要項をお配りしますので、内容をご確認いただき、以下の QR コードから、
ご意見をお聞かせください。（回答は各家庭１回で構いません。）
なお、ご意見の集計結果は、４／２１（火）の参観日当日に報告します。

PTA は任意団体です。100 円／月（年間 1,200 円）の会費の納入をもって、入会の意思表示とします。入会を希望されない方は、４月中に担任までお申し出ください。後日、用紙をお渡ししますので、ご提出ください。

全家庭対象です。
回答は、**各家庭１回**で構いません。
締め切りは４／１４（火）です。

ＰＴＡ活動 令和７年度の報告と令和８年度の方向性について

＜荘内小サポーター＞

・児童の学習環境や学習活動を充実させるため、学校と相談の上、必要に応じて保護者に募集をかけました。

・令和７年度は、読み聞かせ（通年）、草刈り・剪定（６月・２月）、２年学区探検（１０月）、３年社会科見学（１１月）、３年七輪体験（２月）の活動でサポーターを募集し、多くの方々に参加いただきました。

・学校全体にかかわる活動を支援してくださったサポーターの方々をお礼の会（３月３日）にお招きし、児童の感謝の意を伝えました。

・令和８年度も、引き続き学習環境や教育活動の充実のために、tetoru での配信や荘内小 web ページを通して、サポーターの募集を呼びかける予定です。

＜地区代表者＞

・通学班や通学路等について、それぞれの地区の見守りを通して状況を把握し、登下校の歩き方や地区での過ごし方等で問題があるときには、学校と情報を共有し、必要に応じて調整にあたりました。令和７年度は、学校が地区児童会後に行っている通学チェックをもとに、通学の状況について、学校から連絡を受けるようにしました。

・２月中旬からは、令和８年度の通学班編制について、とりまとめや連絡等を行いました。

・令和８年度についても同様の活動を予定しています。

＜教育講演会＞

・９月２６日、荘内市民センターにおいて、渡邊由紀子さんを講師としてお招きし、「子どもといっしょに考えるスマホとの付き合い方」と題して講演をいただきました。

・令和８年度の講演会・研修会について、希望されるテーマがありましたら、意見書その他を通して、執行部までお知らせください。

＜予算執行等＞

・支出については、執行部と学校が相談しながら、環境整備や教育活動の充実に必要な経費を充ててきました。

例：損害賠償保険の加入、運動会駐車場警備費による教育活動の充実、図書・子ども新聞の購入、電動草刈り機・チェーンソー購入による環境整備、AED の交換による安全確保 等

・予算執行については、慢性的に繰越金が多額であることが大きな課題でした。予算執行の適正化に向け、令和７年度は、①令和６年度までの「本会計」「特別会計」「事業費」「環境整備積立基金」という整理から、「PTA 会計」に一本化するとともに、②予算を見直し、PTA 会費を一律 100 円／月としました。また、事務手続きの簡略化のために、③６月集金時に、１年間分の PTA 会費（1,200 円）を、一括して引き落とすこととといたしました。

・令和８年度も、令和７年度の方針を引き継いでいきたいと考えています。

令和 7年度　　PTA会計決算報告書

収入の部

項　　目	予算額	決算額	比　較	備　　考
繰　越　金(PTA本会計)	2,393,598	2,393,598	0	前年度より
繰　越　金(PTA特別会計)	171,117	147,839	△ 23,278	
繰　越　金(PTA事業費)	84,534	84,534	0	
繰　越　金(PTA環境整備積立基金)	2,514,145	2,515,762	1,617	
会　　費	600,000	861,200	261,200	100円／月
補　助　金	0	0	0	
そ　の　他	200	8,543	8,343	利息
合　　計	**5,763,594**	**6,011,476**	**247,882**	

支出の部

項	目	節	予算額	決算額	比　較	備　　考
PTA運営費	需要費	事　務　費	2,000	0	2,000	
		旅　　費	5,000	1,000	4,000	研修会、会議等参加費
	計		7,000	1,000	6,000	
	一般活動費	研　修　費	2,000	22,625	△ 20,625	PTA教育講演会
		負　担　金	0	0	0	
		慶弔・表彰費	50,000	9,000	41,000	餞別用花束
		消　耗　品　費	20,000	48,184	△ 28,184	草刈・剪定作業用品
		接　待　費	20,000	23,337	△ 3,337	活動用緑茶
		活動奨励費	25,000	18,150	6,850	新1年生転入生保護者用名札
	計		117,000	121,296	△ 4,296	
教育援助費	教育振興費	児童活動賠償保険費	200,000	138,185	61,815	学校賠償保険料
	計		200,000	138,185	61,815	
	需用費	図　書　費	400,000	399,822	178	児童用図書
		環境整備費	100,000	259,123	△ 159,123	環境整備用品、AED消耗品
		保健給食費	25,000	20,955	4,045	保健ニュース、貸出用飲料水
		児童学習奨励費	30,000	2,520	27,480	バケツ稲用物品
		児童会活動費	20,000	17,110	2,890	6年生を送る会材料
		諸　儀　式　費	50,000	0	50,000	※年度初めに特別会計内で支出
		警　備　費	90,000	94,985	△ 4,985	運動会警備
		調査研究費	2,000	0	2,000	
	計		717,000	794,515	△ 77,515	
合　　計			**1,041,000**	**1,054,996**	**▲ 13,996**	

（総収入）		（総支出）		（次年度のPTA会計へ繰越）
6,011,476	―	1,054,996	＝	4,956,480

会　計　監　査　報　告

令和７年度の会計監査結果を下記の通り報告いたします。

記

１　監査の期日　　令和 8 年 3 月 24 日

２　監査の内容

（１）ＰＴＡ会計において、正確に処理されていました。

（２）関係諸帳簿・領収書等すべてにわたり、厳正に記帳・整理されていました。

以上

会計監査委員

谷口 由衣　印

伊藤 理沙　印

河本 友里　印

令和8年度　荘内小学校PTA役員

（1）執行部

役職	氏名	上のお子さんの学年
窓口担当(市連P)	(保)新井　裕美	6年
	(学)久次　正浩	
研修担当	(保)大賀　亜紀	2年
	(保)木曽田　由樹	4年
	(保)西城　響生	3年
	(保)三竿　麻衣子	6年
会計担当	(保)伊藤　理沙	4年
	(保)下村　麻緒	4年
	(保)谷口　由衣	4年
	(学)宮本　信宏	
市P連役員	(保)木曽田　由樹	4年
給食評議員	(保)新井　裕美	6年
食育推進検討委員	(保)木曽田　由樹	4年

（2）地区代表者

令和8年度は、各地区から必要人数として、48名の地区代表者が選出されています。

（3）荘内小サポーター

必要な環境整備や学習支援ごとに募集します。

令和8年度 PTA会計予算書(案)

収入の部

項目	当初予算額	備考
繰越金	4,956,480	前年度より
会費	850,000	100円／月　入会者数は前年度実績より
その他	8,000	利息
合計	5,814,480	

支出の部

項	目	節	当初予算額	備考
運営費	需要費	事務費	2,000	印刷用紙、事務用品　等
		旅費	5,000	研修会、会議等参加旅費　等
	計		7,000	
	一般活動費	研修費	25,000	研修会、講演会参加　等
		負担金	0	PTA連合会会費　等
		慶弔・表彰費	30,000	花輪一対、餞別用花束　等
		消耗品費	50,000	草刈・剪定作業用品　等
		接待費	30,000	活動用緑茶、来客用茶葉　等
		活動奨励費	20,000	新1年生・転入生保護者用名札　等
	計		155,000	
教育援助費	教育振興費	児童活動賠償保険費	150,700	児童等の活動に係る賠償保険料
	計		150,700	
	需要費	図書費	200,000	児童用図書、図書館通信　等
		環境整備費	250,000	環境整備用品、庭木の剪定　等
		保健給食費	25,000	貸出用飲料水、新しい保健ニュース　等
		児童学習奨励費	30,000	卒業生家庭科材料　等
		児童会活動費	20,000	6年生を送る会材料　等
		諸儀式費	50,000	入学式、卒業式生花　等
		警備費	100,000	運動会警備　等
	計		675,000	
計			987,700	
予備費			4,826,780	
合計			5,814,480	

玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小ＰＴＡ）会則

第一章 名 称 及 び 事 務 局

第１条 この会は、玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小ＰＴＡ）といい、事務局を荘内小学校に置く。

第二章 目 的 及 び 活 動 方 針

第２条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会において、児童の幸せで健全な育成を図ることを目的とする。

第３条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動方針を定める。

1 よい保護者、よい教師となるよう、会員相互の親睦と研修に努める。

2 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の健全な育成につとめる。

3 児童の生活及び教育環境を整える。

4 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。

5 その他、この会の目的達成に必要な事業を行う。

第４条 この会は、目的を達成するために下記を置く。

1 地区代表者

・地区代表者は、地区ごとに必要人数を選出する 。

2 荘内小サポーター

第三章 会 員 及 び 経 理

第５条 この会は 、荘内小学校児童の保護者並びに、本校教職員の有志を会員とする。

第６条 この会の経費は、会費・寄付金等で支弁する。

第７条 会員は、児童１人あたり一律の会費を拠出する。

第８条 この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

第四章 執 行 部 の 任 期

第９条 この会には、次の担当を置き、それを執行部と称し、任期は一カ年とする。（但し、再任してもよい ）

1 執行部は、学校等諸団体との窓口業務、会の運営 、会議における司会本会の事務、会計、会計監査などについて分担して行う。

2 玉野市ＰＴＡ連合会における文化事業・体育事業・補導事業について、必要に応じて協力する。

第 10 条 校長はすべての会合について意見を述べることができる。

第五章 執 行 部の 選 出

第 11 条 新年度執行部は、前年度執行部において選出し、総会の承認を得る。

第六章 執 行 部 の 職 務

第 12 条 執行部員 の 職 務 は次のとおりとする。

1 ＰＴＡ窓口担当（１～２名）… 玉野市ＰＴＡ連合会や学校との窓口を担当する。

（事務局の担当は副校長或いは教頭とする。）

2 ＰＴＡ研修担当（１～２名）… 校内外の研修・委員会に関する仕事を担当する。

（ＰＴＡ窓口担当に事情がある際には代理し会議の際の記録を担当する。）

3 ＰＴＡ会計担当 （ 2 名 ） …ＰＴＡ諸会計の監査を行う。（事務局の担当は教頭とする。）

第七章 会 議

第 13 条 この会の主な会合は次のとおりとする。

1 定期総会 全会員で構成され、最高の決議機関である。

・年 1 回開き、決算の承認・予算の審議・役員の承認・事業報告・計画等を行う。

・議事は、出席会員の過半数の同意で決する。

2 役 員 会は必要に応じて開催する。

第八章 附 則

第 14 条 この会の運営に関し、必要な細則は、執行部の決議を経て定めることができる 。細則を改廃した場合は、総会で報告しなければならない。

第 15 条 この会則は、執行部会及び総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

第 16 条 この会則は、令和６年４月１５日より改訂・実施する。

荘内小学校ＰＴＡ細則　（Ｒ７．４．１８改訂）

第１条　会費は、児童１人あたり１００円／月とする。

第２条　会則第４条の主な活動内容は、下記を参考にする。

1　地区代表者…通学班・通学路等について、学校との連絡・相談にあたる。次年度の各地区の班編制を行う。

2　荘内小サポーター…会則第３条に則り、必要に応じて活動する。

第３条　表彰規定は別に定める。

荘内小学校ＰＴＡ慶弔規定

第１条　荘内小学校児童・保護者・教職員が死亡した場合、遺族の意向を確認したうえで、PTA 代表者が会葬し、花輪一対をお供えする。

附　則　本規定は、学校では職員会議、PTA では執行部会の決議によって、改廃することができる。

荘内小学校ＰＴＡ表彰規定

本会に次の表彰規定を設ける。但し、本規定は、役員・委員会の決議によって改廃することができる。

第１条　荘内小学校児童のうち、特に他の模範となる児童があった時は、これを表彰する。

第２条　本会のために、特に大きな功労のあった会員には、感謝の意を表する。

第３条　前２条及び特別の事情が生じた時は、役員・幹事の協議によって、これを決定する。

荘内小学校ＰＴＡ旅費規定

本会に次の旅費規定を設ける。但し、本規定は、役員・委員会の決議によって改廃することができる。

第１条　本会を代表して、参加した者には旅費を支給する。

荘内小学校PTAにぜひご入会下さい！

子どものためにって思うけど、役員とか大変って聞くし…。

確かにそういう頃もあって、先輩のお母さん方ががんばってくださっていたけれど、今は、ずいぶん変わっていますよ。

専門部会に分かれて、駐車場係や、物品の販売、資源回収などたくさんの仕事が割り当てられていたんですよね。

→ 今は、専門部会というものはなくて、駐車場係などは業者に任せるなど、会員の負担がないよう工夫しています。「必ず入る」「卒業までに必ず一回は…」と言った組織ではありませんよ。

じゃあ、学年での活動や学校の環境整備のボランティアなどはどうなっているのですか？

→ そうした時には、荘内小サポーター登録の案内等が届きます。参加できる時に、参加できる人が参加して下さっていますよ。

PTAで入る保険があるって聞いたのですが？

→ 会費から支払われる保険に、PTAとして加入しています。年間に支払う会費の1／6以上は保険の実費になっているんですよ。

保護者の地区代表者が、通学班を編制していると聞いたのですが…。

→ はい。PTA会員であるかどうかに関わらず、荘内小に通う全ての子どもたちの安全を、保護者全員で見守っています。皆さんで子どもの安全を守りましょう！

PTA活動もずいぶん精選されました。PTAは、任意の活動団体として、子どもたちの充実した生活や安全のために奉仕作業をしたり、「こども新聞」の定期購入など集まった会費で学習環境のより一層の向上に取り組んだりしています。（会費の活用例は、下をご覧下さい。）
子どもたちのために、ぜひ、ご入会下さい。

保険

体育の授業でサッカーをしていて、蹴ったボールで友達のメガネを割ってしまった。

活動中に、誤ってガラスを割ってしまった。

手さげ袋に入れていた図書の本が、雨で濡れて傷んでしまった。

など、多くのケースで利用できます。

※但し、学習用端末の保障は含みません。学習用端末の保険については、別途案内しています。

令和7年度は、実績で1人あたり約200円／年を会費から掛金として支払いました。

会費の活用例

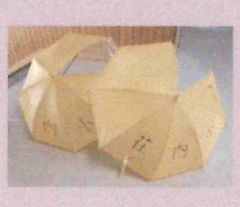

急な降雨のために
置き傘の購入

しっかり参観していただくために
警備員の配置

車いす・松葉杖でも安全に
移動式スロープ

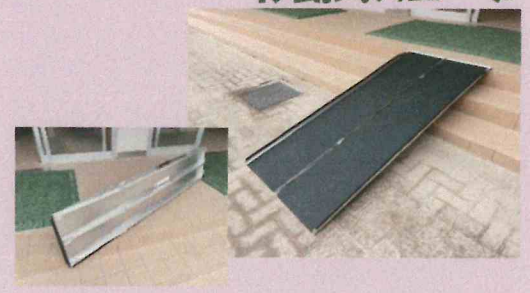

豊かな読書生活に向けて
こども新聞（読売・毎日）

令和7年度は、これまで本会計、特別会計など複数あった会計を一本化し、PTA会計の収支をより明確にしました。

令和8年度のPTA会費は、100円／月に設定（令和7年度と同じ）します。この会費を納める方がPTA会員となります。なお、PTA会員ではない方は、PTAで加入している保険は適用されませんので、ご了承ください。